75歳以上（一定の障がいのあるかたは65歳以上）のかたを対象とする後期高齢者医療制度のお知らせです。

平成30年〔2018年〕3月23日発行　1

みんなで支えるみんなの医療

千葉県後期高齢者医療広域連合 広報紙

ちば広域連合だより

発行／千葉県後期高齢者医療広域連合
所在／〒263-0016 千葉市稲毛区天台6-4-3 国保会館内
編集／総務課
電話／043-216-5011
FAX／043-206-0085
E-mail info@kouiki-chiba.jp
URL https://www.kouiki-chiba.jp/

千葉県人口 6,257,886 人（平成30年1月1日現在）　被保険者数 765,195 人（平成30年1月31日現在）　第24号

平成 30・31 年度の保険料率が決まりました

お問い合わせ先　総務課 ☎043−216−5011・資格保険料課 ☎043−308−6768

後期高齢者医療制度の保険料率は、法律に基づき、2 年に 1 度、見直しを行います。
この度、平成 30・31 年度の保険料率が決まりましたのでお知らせします。
所得の低いかたには、保険料の軽減措置があります（2 ページ参照）。計算例を 3 ページに掲載しています。
なお、新しい保険料率による保険料は 7 月に決定し、お住まいの市（区）町村から決定通知書をお送りします。

平成30･31年度

均等割額	＋	所得割額	＝	年間保険料額
41,000円（600円増）		賦課のもととなる所得金額（※）× 7.89%（0.04ポイント減）		（上限は62万円） 注：100 円未満切捨て
平成28･29年度 40,400円		平成28･29年度 7.93%		

※「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額 33 万円を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

保険料率の改定の主な要因

千葉県における後期高齢者医療の医療給付費の推移

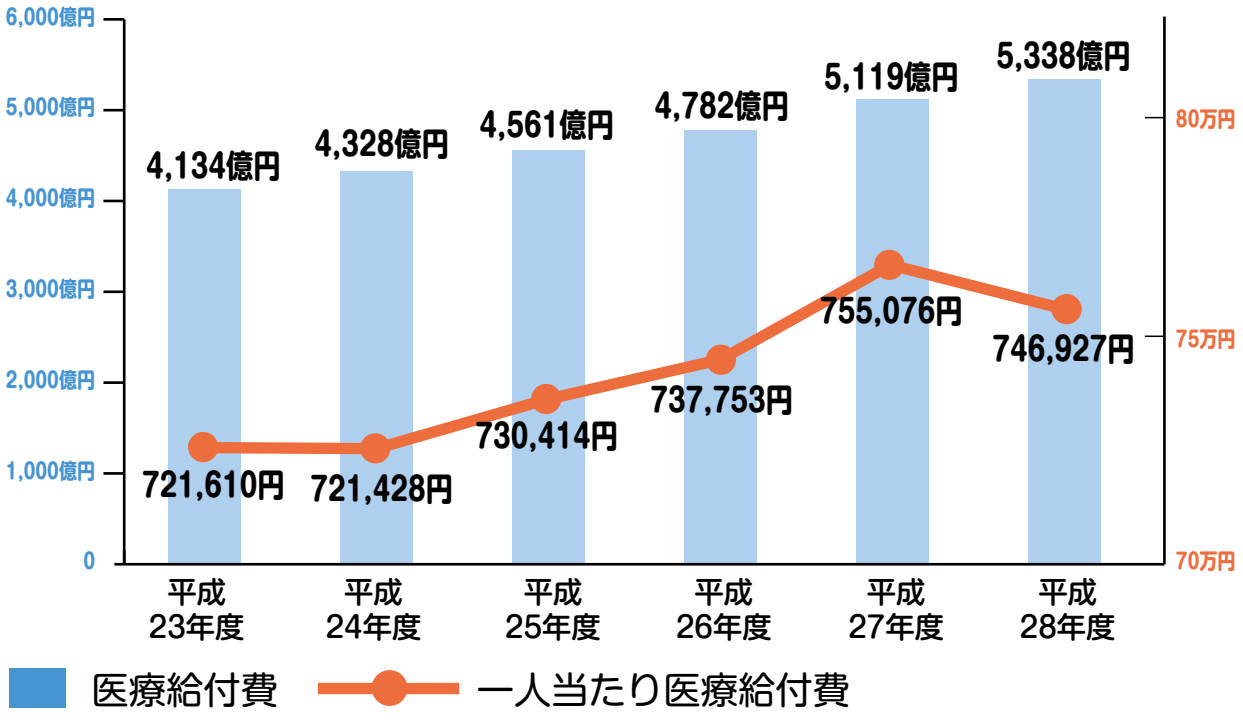

●増加要因

・後期高齢者負担率の引き上げ
10.99% → 11.18%
※医療給付費に占める後期高齢者の保険料の割合（全国一律）

・一人当たり医療給付費の増加見込
+0.88%

●抑制要因

・診療報酬の改定　▲1.19%

・賦課限度額の引き上げ
57 万円 → 62 万円

広域連合では、引き続き被保険者のみなさまが安心して医療やサービスを受けることができるよう、制度の安定的運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いします。

平成30年度の保険料の均等割額の軽減措置が変わります

お問い合わせ先　資格保険料課　☎043－308－6768

後期高齢者医療制度では、保険料の均等割額の軽減措置があります。
平成30年度から、所得の低いかたに対する均等割額の2割または5割軽減措置の対象となる軽減判定所得基準額を拡大します。

被保険者や世帯主の所得により自動判定を行い、軽減措置を適用しますので、申請の必要はありません。
しかし、軽減判定の対象となるかたの所得申告が無い場合には、所得申告の必要があります。

また、会社の健康保険や共済組合などの被用者保険の被扶養者であったかたに対する均等割額の軽減措置が段階的に縮小となります。

所得の低いかたの均等割額の軽減

◎軽減判定所得基準額

平成29年度

①５割軽減基準額
＝33 万円＋（**27 万円** × 被保険者の数）

②２割軽減基準額
＝33 万円＋（**49 万円** × 被保険者の数）

平成30年度

①５割軽減基準額
＝33 万円＋（**27.5 万円** × 被保険者の数）

②２割軽減基準額
＝33 万円＋（**50 万円** × 被保険者の数）

◎軽減の基準

世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計		軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下の場合	被保険者全員の所得が０円の場合（公的年金等控除額は 80 万円として計算）	９割	4,100円
	上記以外の場合	８．５割	6,150円
33 万円＋（27.5 万円 × 被保険者の数）以下の場合		５割	20,500円
33 万円＋（50 万円 × 被保険者の数）以下の場合		２割	32,800円

※軽減判定における総所得金額等は、退職所得を含みません。また、専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。
※65歳以上（1月1日時点）のかたの公的年金所得については、その所得から特別控除額15万円を差し引いた額で軽減判定します。

会社の健康保険などの被扶養者であったかたの均等割額の軽減

◎軽減内容

平成29年度：７割軽減 → **平成30年度**：５割軽減 → **平成31年度以降**：加入後、2年を経過する月までは5割軽減

保　険　料　の　計　算　例

お問い合わせ先　資格保険料課　☎043－308－6768

◎年金収入が 200 万円のみの単身世帯の場合

①均等割額　32,800 円

（年金収入）		（公的年金等控除額）		（特別控除額）		（軽減判定所得）
200万円	－	120万円	－	15万円	＝	65万円

＊単身世帯の 2 割軽減基準額 ＝ 33 万円+50万円 ＝ 83万円
＊軽減判定所得が基準額以下のため 2 割軽減となります。

（均等割額）		（10割－2割）		（軽減後の均等割額）
41,000円	×	0.8	＝	32,800円

②所得割額　37,083 円

（年金収入）		（公的年金等控除額）		（基礎控除）		（賦課のもととなる所得金額）
200万円	－	120万円	－	33万円	＝	47万円

（賦課のもととなる所得金額）		（所得割率）		（軽減後の所得割額）
47万円	×	7.89%	＝	37,083円

➡ **年間保険料額　①＋②＝69,800円**　※100 円未満を切り捨てます。

ジェネリック医薬品の使用促進にご協力ください

お問い合わせ先　給付管理課　☎043－216－5013

広域連合では、みなさまのお薬代の軽減に役立つよう、ジェネリック医薬品の使用促進を行っています。

◎ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは?

ジェネリック医薬品は、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後にその有効成分を使用して作られる安価なお薬の事です。先発医薬品の開発成果を利用できるので、研究開発コストが少なくて済み、価格（薬価）が低く設定されています。

◎ジェネリック医薬品の安全性や効き目は?

厚生労働省が厳しく審査を行い、効き目や安全性、品質など先発医薬品と同等であると確認されたものだけが販売を承認されています。

◎ジェネリック医薬品を処方してもらうには?

まずは、かかりつけの医師や薬局の薬剤師にご相談ください。ただし、すべての先発医薬品に対してジェネリック医薬品が製造販売されているわけではありません。また、体質などによりジェネリック医薬品に切り替えられないこともあります。

◎ジェネリック医薬品利用差額通知を送付しています

広域連合では、次の条件すべてに該当するかたに、お薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に軽減できる自己負担額をお知らせしています。

1. 生活習慣病や慢性疾患等のお薬を服用されているかた
2. 1か月あたりの自己負担額（お薬代）が概ね200円以上安くなるかた
3. 外来診療によりお薬を受け取っているかた

後期高齢者医療制度の財政のしくみ

お問い合わせ先　総務課　☎043－216－5011

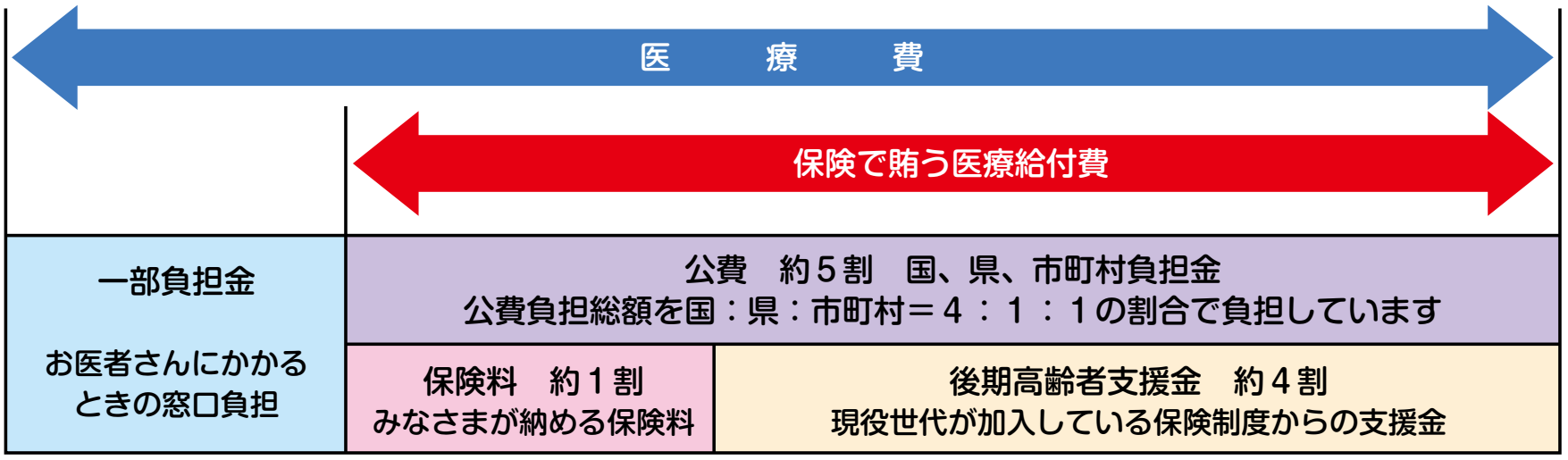

後期高齢者医療制度は、みなさまに納めていただく保険料のほかに国、県、市町村の公費負担、後期高齢者医療制度以外の保険に加入している現役世代からの支援金によって運営されています。

平成 30 年度予算の概要

千葉県の後期高齢者医療制度の平成30年度の予算の概要をお知らせします。

【特別会計予算】

医療費の給付等、保険制度を運営するための費用を計上している「特別会計」の予算の概要をお知らせします。

特別会計の歳入・歳出予算額は6,107億8,509万円です。29年度の当初予算と比較して、283億1,661万円、4.9%の増となりました。

歳出予算は、療養給付費5,567億6,718万円、療養費180億2,823万円、みなさまの医療費の負担が高額になったときに支給する高額療養諸費257億4,518万円でこれらの費用が全体の98.3%を占めています。

また、生活習慣病等の早期発見のために実施している健康診査、市町村が行う高齢者の健康づくりのための事業費の助成等の保健事業費を29年度に対して2億173万円、7.2%増の30億1,999万円を計上しました。

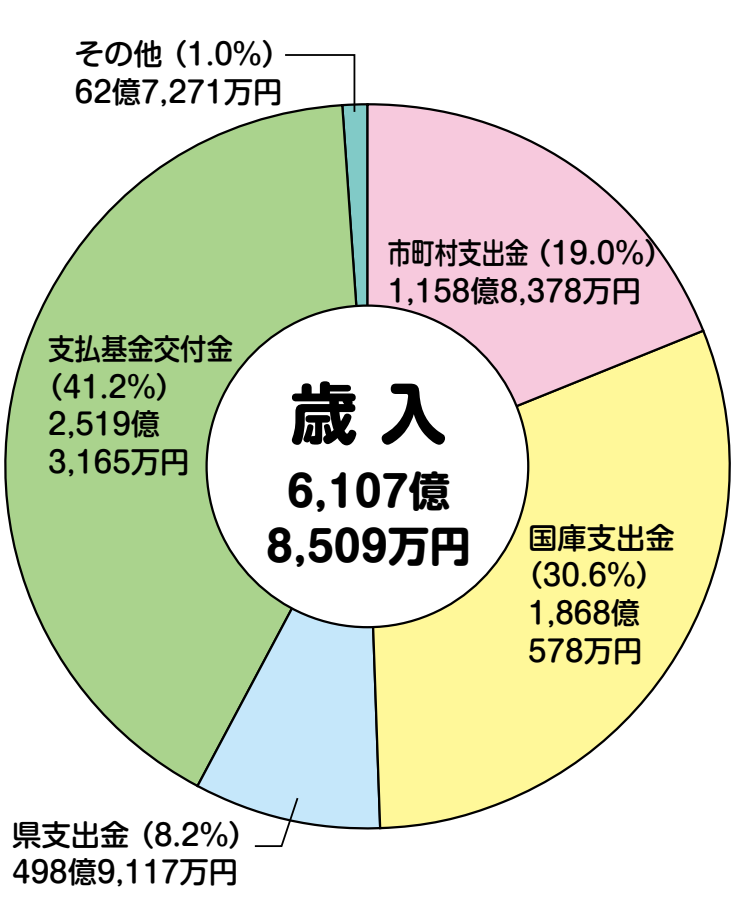

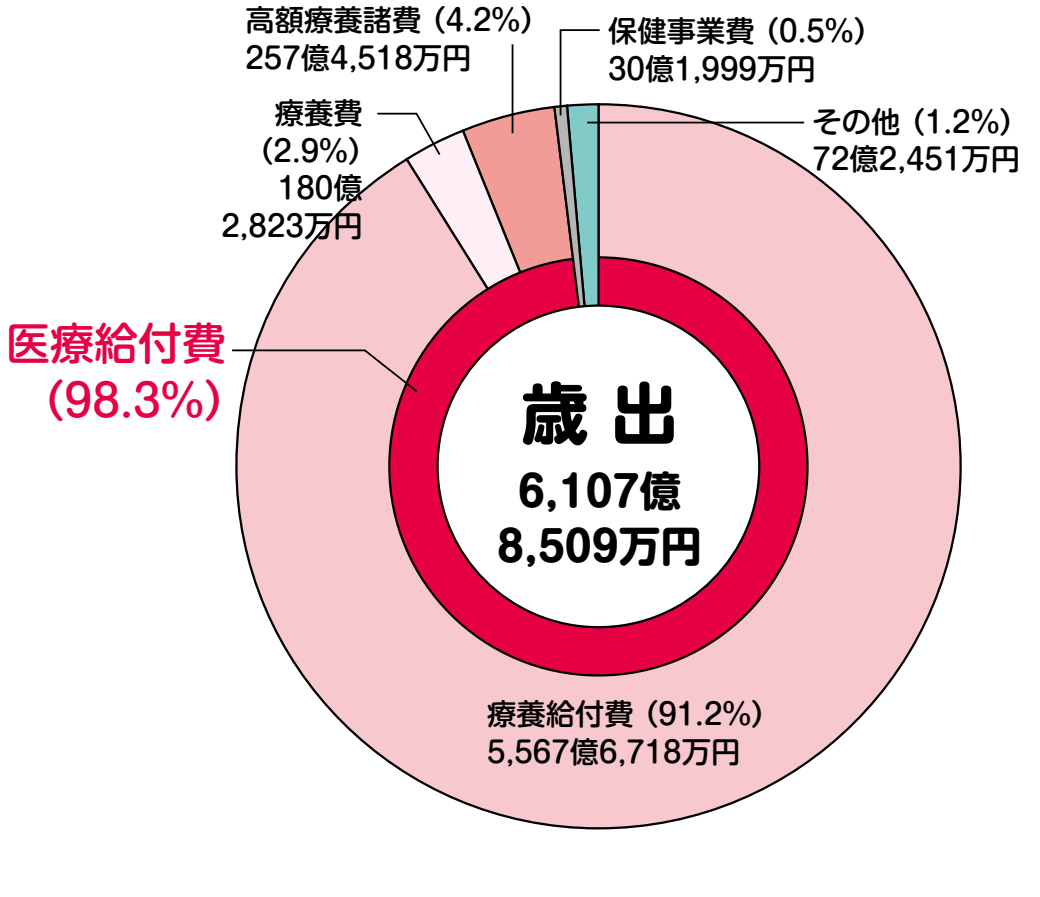

【一般会計予算】

広域連合の運営に必要な経費についての収入及び支出は「一般会計」として予算計上しています。

一般会計の予算額は歳入・歳出とも21億9,187万円となっています。

入院するときの食費・居住費が変わります（平成30年4月の入院から）

お問い合わせ先　給付管理課　☎043－216－5013

入院するときは、医療費等のほか食事代などの自己負担がかかります。負担額は、所得区分や病床種類、医療区分（傷病や治療の内容等）などにより異なります。

平成30年4月から、入院するときの食費・光熱水費などの居住費が次のとおり変更になりますのでお知らせします。

所得区分	一般病床・精神病床等（一食当たり食費）	療養病床（一食当たり食費／一日当たり居住費）	
		医療区分Ⅰ	医療区分Ⅱ・Ⅲ
現役並み	**460円**（※1）〔平成30年3月までは360円〕	一食460円（※2）／居住費370円	一食 **460円**（※2）／居住費**370円**〔平成30年3月までは一食360円／居住費200円〕
一　般			
区　分Ⅱ	210円、長期該当（※3）は160円	一食210円／居住費370円	一食210円、長期該当（※3）は一食160円／居住費**370円**（※5）（平成30年3月までは居住費200円）
区　分Ⅰ	100円	一食130円／居住費370円（※4）	一食100円／居住費 **370円**（※5）（平成30年3月までは居住費200円）

※1　指定難病のかた、平成28年4月1日時点で既に1年を超えて継続して精神病床に入院していたかたは、260円。
※2　保険医療機関の施設基準等により、420円となる場合もあります。
※3　長期該当とは、過去12か月の間で認定証を受けていた期間の入院日数が90日を超える入院のことです。
※4　老齢福祉年金受給者は一食100円／居住費0円。
※5　指定難病のかた、老齢福祉年金受給者の居住費は0円。

交通事故によるけが等で病院にかかるとき

お問い合わせ先　給付管理課　☎043－216－5013

交通事故など第三者（加害者）によるけが等で保険診療を受ける場合は、被害の状況等を保険者へ必ず届け出ることとされています。また、医療機関へかかる際は事故による受診であることを申し出る必要があります。

この届出により、後期高齢者医療広域連合で保険者負担分の医療費を一時的に立て替え、後に第三者（加害者）へ請求を行います。

ただし、第三者（加害者）から医療費を受け取ったり示談を済ませたりすると、保険診療を受けられなくなることがありますので、お早めにお住まいの市区町村の高齢者医療担当窓口へご相談のうえ、事故日から 30 日以内に必要書類を提出してください。
（必要書類は当広域連合のホームページから印刷することもできます。）

海外療養費を申請されるかたへ

お問い合わせ先　給付管理課　☎043－216－5013

海外へ渡航中に急な病気やけがにより治療を受けた際の費用を申請される場合は、保険証、印鑑、口座の確認ができるもののほか、申請内容を確認するために次の書類の添付が必要です。

・領収書（原本）とその翻訳文
・診療報酬明細書（レセプト）に相当する書類とその翻訳文
・パスポート等渡航歴がわかるもの（コピーをいただきます。）
・海外の医療機関等へ、保険者が療養内容を照会することについての同意書

※申請の期限は、海外の医療機関で治療を受けた日の翌日から２年間です。
※日本国内で保険適用とされる医療行為のみ支給対象です。
※治療が目的で渡航した場合は支給対象外です。

高額療養費の自己負担限度額が変わります（平成30年8月診療分から）

お問い合わせ先　給付管理課　☎043－216－5013

高額療養費制度は、被保険者のかたが医療機関の窓口において医療費の自己負担を支払っていただいた後、月ごとの自己負担限度額を超える額があとから支給されるものです。

平成30年8月診療分から自己負担限度額が次のとおり変更になりますのでお知らせします。

◎自己負担限度額（月額）

○見直し前〔平成30年7月診療分まで〕

負担割合	所得区分		外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
3割	現役並み	課税所得（※1）690万円以上	57,600円	80,100円 ●総医療費が267,000円を超えた場合は（総医療費－267,000円）×1%を加算 ●多数回該当（※2）の場合は44,400円
		課税所得（※1）380万円以上		
		課税所得（※1）145万円以上		
1割	一　般		14,000円、年間14万4千円上限	57,600円 ●多数回該当（※2）の場合は44,400円
	区分Ⅱ		8,000円	24,600円
	区分Ⅰ			15,000円

○見直し後〔平成30年8月診療分から〕

外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
252,600円＋（総医療費－842,000円）×1% ●多数回該当（※2）の場合は140,100円	
167,400円＋（総医療費－558,000円）×1% ●多数回該当（※2）の場合は93,000円	
80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% ●多数回該当（※2）の場合は44,400円	
18,000円、年間14万4千円上限	57,600円 ●多数回該当（※2）の場合は44,400円
8,000円	24,600円
	15,000円

※1　課税所得とは、市町村民税の課税所得（課税標準額）のことです。

※2　多数回該当とは、直近12か月以内に3回以上世帯単位の高額療養費の該当となった場合、4回目以降の自己負担限度額が減額されることです。

課税所得690万円以上のかた、一般区分のかた以外は、事前にお住まいの市(区)町村の担当窓口で以外「限度額適用認定証」または、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関に提示のうえ受診してください。

高額医療・高額介護合算療養費の自己負担限度額が変わります（平成30年8月診療分から）

お問い合わせ先　給付管理課　☎043－216－5013

高額医療・高額介護合算制度は、医療保険と介護保険における1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の自己負担額を合算した額が下の表の限度額を超えた場合に、申請により限度額を超える額が各保険者から支給されるものです。

平成30年8月診療分から自己負担限度額が次のとおり変更になりますのでお知らせします。

◎自己負担限度額（年額）

○見直し前〔平成30年7月診療分まで〕

負担割合	所得区分		後期高齢者医療分と介護保険分を合算した限度額
3割	現役並み	課税所得（※1）145万円以上	67万円
1割	一　般		56万円
	区分Ⅱ		31万円
	区分Ⅰ		19万円

○見直し後〔平成30年8月診療分から〕

負担割合	所得区分		後期高齢者医療分と介護保険分を合算した限度額
3割	現役並み	課税所得（※1）690万円以上	212万円
		課税所得（※1）380万円以上	141万円
		課税所得（※1）145万円以上	67万円
1割	一　般		56万円
	区分Ⅱ		31万円
	区分Ⅰ		19万円

限度額を超える額が500円以下の場合、支給されません。

区分Iに該当し、世帯内に介護保険者の受給者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なる場合があります。

※1　課税所得とは、市町村民税の課税所得（課税標準額）のことです。

支給対象となる可能性が高いかたには、広域連合から申請書をお送りします。なお、次の要件に該当するかたは、申請書をお送りできない場合があります。8月から翌年7月までの間に

●市町村を超えて転居したかた　●年齢到達等により後期高齢者医療制度の被保険者になられたかた

●千葉県後期高齢者医療広域連合の被保険者ではなくなったかた　●千葉県内の市町村以外の介護保険を利用されているかた

健康診査を受診しましょう

お問い合わせ先　給付管理課　☎043−216−5013

広域連合では、被保険者の健康の保持増進と健康寿命の延伸を目的に、健康診査を実施しています。

健康診査の実施方法については、市町村によって異なりますので、健康診査のご案内を確認いただくか、お住まいの市町村の担当窓口までお問い合わせください。

健康診査 種　　類	医科	歯科口腔（こうくう）
目　　的	生活習慣病やその傾向があるかたを早期に発見し、予防や早期治療につなげていくことで、被保険者の健康の保持・増進に資することを目的とする。	口腔機能低下や誤嚥（ごえん）性肺炎等の疾病を予防し、口腔機能を維持、改善することを目的とする。
対 象 者	千葉県後期高齢者医療被保険者	千葉県後期高齢者医療被保険者のうち、 昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生まれのかた。 広域連合での歯科口腔診査は、76歳になる年度の1回限りです。
主　　な 健診項目	○基本項目 ・診察　・身体計測　・血圧測定 ・血液検査　（脂質、肝機能、血糖） ・尿検査　（腎機能、尿糖） ○詳細項目 （一定の基準を満たし、医師が必要と認めた場合に対象となります。）	○口腔診査 ・歯と歯肉の状況 （むし歯、歯肉の炎症、かみ合わせなど） ・口腔機能の状況 （舌の動き、物を飲み込む力など） ○口腔衛生指導 ・むし歯、歯周疾患の予防法など
実施する 医療機関	市町村ごとに異なる	千葉県歯科医師会会員の健診協力医療機関 （4月1日以降、広域連合ホームページに健診協力医療機関の名簿を掲載します。）
実施期間	市町村ごとに異なる	平成30年6月1日～平成30年12月28日
費　　用	健康診査に係る窓口負担はありません。 （健康診査後の治療に要する費用は、有料となります。）	

健康診査の詳細につきましては、お住まいの市町村の担当窓口までお問い合わせください。

アンケートにご協力ください

お問い合わせ先　給付管理課　☎043−216−5013

広域連合では、施術所からの請求内容を確認するために、柔道整復師、はりきゅう・マッサージ等の施術を受けられたかたに、受診内容についてのアンケートをお送りすることがあります。（受診を控えていただく目的ではありません。）

アンケートが届いた際は、ご協力をお願いいたします。

平成30年第1回広域連合議会定例会が開催されました

お問い合わせ先　議会事務局　☎043－216－5011

2月14日に、平成30年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。

定例会では、平成30年度と31年度の保険料率の改定や、保険料軽減措置の規定を改正する「後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」など議案11件が審議されました。

一般質問には2人が登壇し、医療懇談会や、データヘルス計画等について質問が行われました。

第1回定例会の議案と議決結果

（会議録は、後日ホームページへ掲載する予定です。）

■議案第1号	千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の制定について	【可決】
■議案第2号	千葉県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	【可決】
■議案第3号	千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	【可決】
■議案第4号	千葉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	【可決】
■議案第5号	千葉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について	【可決】
■議案第6号	千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	【可決】
■議案第7号	千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	【可決】
■議案第8号	平成29年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）	【可決】
■議案第9号	平成29年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）	【可決】
■議案第10号	平成30年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	【可決】
■議案第11号	平成30年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算	【可決】

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員名簿（議員定数54名）（平成30年2月14日第1回定例会現在）

市町村名	議員名
旭市	◎飯嶋　正利
我孫子市	高木　宏樹
いすみ市	荒井　正
市川市	浅野　さち
一宮町	袴田　忍
市原市	伊佐　和子
印西市	金丸　和史
浦安市	宮坂　奈緒
大網白里市	加藤岡　美佐子
大多喜町	山田　久子
御宿町	石井　芳清
柏市	小泉　文子
勝浦市	丸　昭
香取市	小野　勝正
鎌ケ谷市	石神　市太郎
鴨川市	脇坂　保雄
木更津市	篠崎　哲也
君津市	橋本　礼子
鋸南町	黒川　大司
九十九里町	荒木　かすみ
神崎町	石井　正夫
栄町	大野　博
佐倉市	清宮　誠
山武市	小川　吉孝
酒々井町	佐藤　修二
芝山町	石田　謙一
白子町	宗島　理仁
白井市	多田　育民
匝瑳市	佐瀬　公夫
袖ケ浦市	榎本　雅司
多古町	所　一重
館山市	石井　信重
千葉市	村尾　伊佐夫
銚子市	桜井　隆
長生村	門口　昭
長南町	丸島　なか
東金市	渡辺　直樹
東庄町	高木　武男
富里市	高橋　益枝
長柄町	川嶋　朗敬
流山市	海老原　功一
習志野市	木村　孝浩
成田市	海保　貞夫
野田市	野口　義雄
富津市	平野　明彦
船橋市	鈴木　いくお
松戸市	深山　能一
南房総市	寺澤　利郎
睦沢町	中村　勇
茂原市	鈴木　敏文
八街市	小髙　良則
八千代市	堀口　明子
横芝光町	川島　富士子
四街道市	欠員

※市町村名は五十音順
◎は議長　○は副議長

第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定しました

広域連合では、平成28年2月に保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定し、保健事業を実施してきました。現計画は、平成29年度末で終了することから、「第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）」を策定し、引き続き、市町村や関係機関などと協力しながら、各種保健事業に取り組みます。

計画期間は、平成30年度から平成35年度の6年間となります。

ニセ電話に気をつけて!!

広域連合・市（区）町村・金融機関などの職員を名乗り、「還付金があります」などとかたり、お金をだまし取ろうとする事件が多発しております。少しでもおかしいと感じたら、広域連合、お住まいの市（区）町村窓口、最寄りの警察署等にご相談ください。

- ATMの操作をお願いすることは絶対にありません!
- ATMを操作しても、医療費等は還付されません!
- 教えられた電話番号には電話しない!
- 口座番号、暗証番号などの個人情報は教えない!

お問い合わせ
千葉県後期高齢者医療広域連合
受付時間　午前8時30分～午後5時15分
（土・日、祝日、年末年始を除く）

●本誌、広域連合の運営について	総務課	☎ 043－216－5011
●議会について	議会事務局	☎ 043－216－5011
●保険料、被保険者の資格について	資格保険料課	☎ 043－308－6768
●保険給付、保健事業について	給付管理課	☎ 043－216－5013
	各課共通	FAX 043－206－0085